

第1回「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」  
における各委員からの主な指摘事項

- 自然災害時の、安否情報については、法律に規定はないが、これまで、放送事業者や通信事業者がサービスとして対応してきた。武力攻撃事態等においては、大規模かつ広域的な避難が想定され、国を中心に安否情報を収集・回答する旨が国民保護法において明記されており、法律に基づく運用について定める必要がある。収集においては、地方公共団体だけではなく、医療機関、警察機関などと連携してきちんと把握ができるか、提供に当たっては、いかに効率的に国民からの照会に答えられるかなど論点も多い。
- 例えば、尼崎の列車事故の事例はあくまで限定的な地域で起きた事故であり、武力攻撃事態という大規模災害時に国民の公益性をどのように考えるかが最も重要な論点と考える。尼崎列車事故事例は、個人情報保護法施行直後であり、個人情報の保護について過剰反応であったのではないか。
- 安否システムがいかなるシステムになるかが、運用面に大きく影響するのではないか。自然災害における安否情報については、個人情報保護法により提供を論じることとなるが、武力攻撃事態における安否情報については、国民保護法で規定されている。国民保護法の解釈で対応できると考える。  
安否情報については、これまでマスコミへの提供についていろいろと議論がなされてきた。今回の検討会はそのあたりが焦点となるか。
- 武力攻撃事態と自然災害の事例を同列に並べていいのか。特に武力攻撃における本人確認は現実には難しいのではないか。
- 国の機関については、行政機関の個人情報保護法が適用され、地方公共団体については個人情報保護条例が適用されるが、その条例は団体によって異なる。その辺を整理するべきではないか。
- 中越地震の時は、空き巣、DV、借金取りなどの対応について避難所として苦労したことを聞いている。また、避難者名簿の公開に関し議論され、一部自治体ではHPに避難者名簿を載せるような動きもあったが結局取りやめたという例があることも聞いている。
- 避難所における避難者名簿の作成の目的は、避難住民のニーズの把握等であり、この安否情報の収集の目的とは異なる。避難所における避難者名簿と今回の安否情報の収集については切り分ける必要があるのではないか。
- 避難所に行かない自主避難や車で避難する住民の情報をどのように取るのか検討して頂きたい。

- 個人情報保護法が施行されてから、個人情報を非公開とする取扱いの流れになっているが、武力攻撃事態のような事態においては国民の安否情報を知るといふ公益性をどのように考えるかが重要な視点であると考えべき。個人情報の保護については、その前提に立って情報を工夫することで対応すべき。
- 消防庁で考えている安否情報システムは武力攻撃事態等において活用することを考えているようだが、首都直下地震など自然災害においても活用することを検討頂きたい。
- 現在、民間では、マスコミ、通信業界で棲み分けを行いつつ、安否システムを構築している。安否情報の照会窓口がたくさんあると国民が混乱する。安否情報の収集時において民間の安否システムに登録をしたかを確認するなどにより、他の安否情報サービスとの連携を行う必要があるのではないか。
- 国民の「安」と「否」の情報は、一度に集めることにより、安否確認に使用することができる。現在、市町村は、「否」情報は、個人を特定し把握することがある程度用意であるが、誰が避難したかという「安」情報については把握が難しく苦慮している。そのような観点からも安否システム構築を検討頂きたい。
- 自然災害においては、統計上、避難者の半分は親戚の家に行く。武力攻撃事態等は、行政を誘導するため、かなりの国民が避難所に行くこととなるのではなから、「安」情報もかなり把握することができるのではないか。
- 国民保護法で想定する安否情報を収集する「避難住民」とは、避難所に避難した者、病院で治療を受ける負傷者、死者だけなのか。自宅で屋内退避する国民の安否情報は対象とはしないのか。
- 高速道路のパーキングエリアやコンビニなどで安否情報を収集できるような場所を設置すれば、自主避難する国民の情報も把握できることとなる。そのような検討も視野に入れて欲しい。
- 民間の安否情報提供サービスをしていて、「安」情報の収集の難しさを感じている。民間サービスのほとんどが照会であり、避難者の安情報の発信はごくわずかである。自宅退避の国民の「安」情報も視野に入れる必要はあると考える。
- 自然災害は一度発災すると、その災害に対応するだけでよいが、武力攻撃

は、発災は、災害の始まりに過ぎないとも言えるものであり、大きな相違点がある。自然災害を想定して議論を行うことは限界があると考え。NHKの安否情報は、「安」情報を対象としており、死者や負傷者などの「否」情報は当局が確認し公表した情報を報道という形で提供している。

- 武力攻撃事態を大規模災害と考えているならば、事態発生時は混乱し、本人確認作業等については、甚だ困難である。そのような事態において、国民の公益性をどのように考えるかが重要。
- 国民保護法の安否情報の回答については、行政機関個人情報保護法の利用回答の制限について特別法の関係にある。国民保護法の運用を考えるに当たっては、行政機関個人情報保護法の解釈・運用等の対応のあり方を参考とする「物差し」として利用するという考え方でよいのではないか。
- 安否情報を回答する対象を誰にするかという論点は、国民保護法施行令の「不当な目的」をどのように解釈にするかによっているのではないか。
- 「安否情報」の収集対象については、現政令では、そのような解釈になるが、そもそも国民保護法の安否情報に係る政令は、住民基本台帳法等を参考に作っているが、国民保護法の安否情報提供制度の前提であるそれらの法律の改正が議論となる中、本政令の改正の可能性も視野に置くべき。
- 現在、総務省の住民基本台帳の閲覧制度検討会の報告書で、住民基本台帳法の改正等を目指すことを提言しており、法改正の方向で総務省も考えていると聞いている。
- 消防庁が安否情報システムを構築する際には、厚生労働省、警察庁、医療機関など幅広い関係者と連携したシステムとするべき。
- 自然災害においては、市町村などの現場で安否情報については、個別に把握しているが、武力攻撃は広域的な避難が想定されるため安否情報を国が把握するようなスキームになったのではないか。本検討会では、武力攻撃事態等における災害を想定しているが、自然災害において活用する可能性については慎重に検討する必要がある。
- 戦争時の外国人の安否情報の収集については、伝統的に赤十字社で行っている。ハリケーン「カトリーナ」のときも9万人の安否情報を把握し、1日に124万人のアクセスがあるなど安否情報の収集・提供については実績がある。外国人の安否情報を地方公共団体からどのように提供してもらえるかなどについても具体的に検討して欲しい。

- 警察庁としても法律上安否情報の収集に協力する立場にあり、警察庁国民保護計画でも明記している。庁内でも検討を進めたい。
- 事務局には、住基ネットなどの既存システムとの関わり、海外における安否情報の収集・提供の先進事例などを調べて欲しい。
- ゲリラなどの時は、安全が確保されるまで国民は屋内退避の指示を受けると聞く。そのような事態における安否情報の収集についても検討頂きたい。